

京都府立植物園内広告について

植物園の景観や植物観賞の環境に配慮し、次のいずれかに該当しないものについて、植物園長の承認を得るものとする。

- ・法令等に違反するもの
- ・公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- ・人権侵害となるもの
- ・政治性のあるもの
- ・宗教性のあるもの
- ・社会問題についての主義主張
- ・個人又は法人の名刺広告
- ・良好な景観又は風致を害するもの
- ・当該広告事業の内容を、発注者が推奨しているかのような誤解を与えるもの
- ・公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- ・社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの
- ・発注者の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- ・消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- ・青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- ・その他、広告掲載を行う広告として不適当であると発注者が認めるもの